

不正会計と会計監査制度

谷 江 武 士

はじめに

日本では不正会計の発生を契機にして、監査の信頼性が問われて久しい。不正は、監査によって発見するには限界があるとの意見とこれまで以上に監査を不正摘発に積極的にコミットしていくべきだという意見がある。不正を防止するために発見する責任は経営者にあるが、経営者自身が不正を行う場合がある。今世紀に入り国際的に不正に対する監査制度改革が行なわれ日本でもその影響を受けている。本稿では、1. 実際の事実と会計監査、2. 不正会計と会計監査制度の対応、3. 「監査上の主要な検討事項」(KAM)と監査報告書の改訂、4. 監査人と監査役等との連携と独立性—国際的動向と関連して—について取り上げ、主として2000年以降の「監査基準の改訂」等をもとにして不正会計と会計監査制度について見ていこう。

1. 実際の事実と会計監査

かつて岩田巖氏は、『利潤計算原理』の中で、帳簿の記録と実際の事実との照合について次のように述べている。「帳簿の記録と実際の事実との照合は、会計の本質的特徴である。記録計算の結果を現実存在する事実によって確かめることによって、はじめて会計の信頼性は保証されるのである。事実から離れがちな記録を、できる限り事実に合わせてようとすることは、会計の本能的な欲求であって、軽々にこれを無視し、抹殺しうるものではない。」[岩田巖 1972 :

165]と述べ、記録と事実の照合は会計の本質的特徴であると重視している。さらに当時、損益法に一元化しつつあった企業会計について、「理論的には、財産法の計算を取りいれて、会計の本然的形態を完成すべきであろう。損益法と財産法の全面的結合関係こそ、企業会計本来の正しい計算構造だからである」[岩田巖 1972 : 165]という。「現実はこの問題を如何に解決したか。結論からいえば、会計士の監査によってこれを解決しているのである。会計士監査の制度こそ、企業会計の欠けるところを補うものである。損益法を主体とする今日の企業会計は、その帳簿記録を会計士に監査せしめることによって、自ら省略した財産法を補充していたのである。つまり会計士が財産法の担い手なのである」[岩田巖 1972 : 167]と言い、「企業会計が経営規模の拡大化、財産構成の複雑化に禍いされて、実際上の技術的困難さの故に財産法の計算を放棄したのはやむを得ないことであった。もとよりこれに対処して損益法の計算を精密化し、できるかぎり信頼しうる結果に接近すべく努力したことはいうまでもない。だがしかもなお計算と事実の照合という本能的欲求は抑制しきれものではない。ここに会計士監査制度が成立せざるを得なかった必然性がある」[岩田巖 1972 : 167]。

このように岩田巖氏によれば、帳簿の記録と実際の事実との照合は、会計の本質的特徴である。実際の事実によって帳簿記録を確かめると会計の信頼性は保証される。当時の損益法と財産法の全面的結合関係こそ企業会計の本来の正

しい計算構造であり、損益法を中心とする企業会計は帳簿記録を会計士に監査を行なわせることによって自ら省略した財産法を補充していたのである。会計士監査の制度は企業会計の欠けるところを補うものであると位置づけられる。

経営者は、この実際の事実である経済実態を簿記会計の技法を用いて会計帳簿に記帳し、財務諸表を作成する責任を負っている。企業規模が大きくなるにつれ取引量や金額は増大し、資産規模は巨大化する。帳簿記録は、企業活動の経済実態を反映するが、そこに不正や誤謬があれば経済実態を反映できない。

この経済実態を反映しない会計記録は、個々の事例に即してみれば様々な要因と関連している。会計記録・決算に関連している事例、経営者不正に関連している事例、従業員の横領に関連している事例、脱税に関連している事例、従業員に対するパワハラ等の不正事例がある。大きく分ければ会計上の不正事例と企業経営全般にわたる不正事例に分けられる。会計上の不正事例の要因には、会計上の見積等による利益の水増し、タックスヘイブン等がある。また経営全般にわたる不正事例には、製品データ改ざん、経営者の閉鎖的意思決定・内部統制の無効化、企業のブラック企業化等がある。

会計上の不正の要因は、例えば、売掛金・貸付金に対する貸付引当金の見積、有形固定資産の償却方法又は耐用年数、市場性のない複雑な金融商品、ストック・オプション、のれんや無形固定資産を含む、合併で取得した資産や負債、公正価値評価等がある。これらは正確な測定が難しいため、見積りによる概算の数値を算定せざるを得ない。監査人（公認会計士又は監査法人）は、会計上の見積りによる重要な虚偽表示リスクを評価し、修正が必要となる場合には、経営者に質問する。会計上の見積りの不確実性の程度（金銭が大きいのか、どれだけ見積りと実際がずれるか）を評価しなければならない

〔日本公認会計士協会 2015：第2, 6項〕。

監査人は、自らの判断により、見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りが「特別な検討を必要とするリスク」を生じさせているものを決定する。監査人が設定した「見積りの許容範囲」に入っていれば問題がないとされる。経営者の見積りが「見積りの許容範囲」の上限を超えているか、又は下限額を下回っている場合には、「特別な検討を必要とするリスク」を生じさせる可能性を示している〔日本公認会計士協会 2015：A76〕。

監査人の「見積りの許容範囲」内に会社の見積額が収まっている場合でも、全体として利益を大きくする方向があると「過度の保守主義」になっていると問題になる。通常の「保守主義の原則」の範囲内であると許される。

2. 不正会計と会計監査制度の対応

米国では、2001年にエンロンによる大型の不正会計が発覚したが、それは、連結決算を利用して子会社に巨額の損失を移し親会社の決算書を黒字に操作したことが問題にされた〔ベンストン／ブロムウィッチ／ライタン／ワーゲンホファー（田代・石井・中山訳）2005：36-68〕。2001年8月、エンロンの会長に復帰したレイは従業員に対する最大の課題は投資家のエンロンへの信頼を回復することにあると言いながら、レイ会長は自らは自社株を売却し、1999年から2001年までに合計2億170万ドルの利益を得ていた〔奥村 2006：198〕。

米国では所得格差が拡大したが、とりわけ大企業の経営者の報酬が巨額になり、『ビジネス・ウィーク』（2002年5月6日号）では、大企業のCEOの収入は工場労働者の平均給料の411倍であった〔奥村 2006：201〕。エンロンが会社更生法を申請したのは2001年12月2日で、その2日後、1人4500ドルの小切手で4000人

の社員を解雇した〔山家／西村 2001：5〕。エンロンの従業員は自分の職業だけでなく将来の年金も同時に失って最大の被害者といわれた。従業員は 401k の運用先として自社株に運用していたが、運用比率が 7 割以上と高く、かつ売却するのを制限されていた〔山家／西村 2002：70〕ので従業員の損害を大きくした。

日本でも 1997 年に山一証券が自主廃業してから 22 年が経過していたが、その破綻の原因が巨額の含み損を子会社に「飛ばし」で隠し続けるという不正会計があった。「山一証券は簿外債務を膨らますことになり、ついに 100 周年を迎えた 1997 年、その年に廃業を余儀なくされることになった。報告書から明らかなように、簿外債務を一括処理できる機会が何度か訪れたにもかかわらず、経営のトップは近いうちに株価は戻し、含み損は解消すると信じて、その決断に至らなかった」〔草野 1998：294〕。「山一はそれまで、『飛ばし』、損失補填の噂が浮かび上がるたびに否定し……実際にはその間もなく総会屋小池隆一への利益提供が明るみに出て……旧経営陣が逮捕されると、坂道を転げ落ちるように経営内容は悪化した。それはまた山一への新たな噂を招き、資金繰りを悪化させていき、ついに（1997 年―筆者）11 月 24 日（臨時取締役会で自主廃業に向けた営業停止等が決議され、従業員 7500 名の山一証券の幕切れが決定された―筆者）を迎えた」〔草野 1998：295〕のである。

こうした背景のもとで 2000 年 3 月期に単独決算重視から連結決算重視に移行した。だが連結決算重視後もカネボウの粉飾決算、西武鉄道の虚偽記載、ライブドアの粉飾決算、日興コーディアルの不正会計、オリンパスの粉飾決算、大王製紙経営者の不正、東芝の不正会計、日産経営者の不正が生じた。さらに 2008 年 9 月に米国でリーマンショックが起これが世界同時不況（恐慌）となり、多くの日本の大企業

は 2009 年 3 月期に赤字決算を計上した。リーマンショック時に、大企業は、従業員を大幅削減し、「非正規社員」の雇止めや中小企業への貸し剥がし等が社会問題となった。

不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示が意図的であるか否かで区別される。不正には 1. 日産ゴーン経営者のように役員報酬を有価証券報告書に記載するに際して過少記録をする。2. 目的を偽って投資資金を支出する。3. 私的な目的で会社の資金を不正使用する。4. 子会社などを利用して粉飾決算（不正な財務報告ともいう）を行う。この粉飾決算とは財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示をすることである。不正は粉飾決算より広義に用いている。

不正を防止・発見する責任は経営者にある。経営者は取締役又は執行役のうち、業務執行に責任をもつ人をいう。粉飾決算は経営者による「内部統制の無効化」による場合が多い。

不正会計事件を背景に金融庁企業会計審議会は、2002 年に監査基準の改訂を行った。そこではリスク・アプローチや監査上の重要性そして内部統制等に関して概念をより明確にした。リスク・アプローチによる監査は、「重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとする事ができることから、国際的な監査基準においても採用されている」（企業会計審議会〔2002：三、3〕）。

監査リスク・アプローチについて見ると、監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性のことを「監査リスク」とし、不正による重要な虚偽表示を看過するリスクを合理的な水準に抑えることが求められる。このため、固有リスクと統制リスクを評価することにより、発見リスクの水準を決定する。「固有リスク」とは内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽

の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなるといわれる。また「統制リスク」とは財務諸表の重要な虚偽の表示が企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。発見リスクとは、企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう〔企業会計審議会 2002：三（2）〕。監査人は、重要な虚偽表示リスクが高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くする必要がある。

この監査リスクアプローチの本質は「重要性の基準値」である。税引前当期純利益の5%を財務諸表全体の重要性の基準値とする。税引前純利益が100億円とすると、重要性の基準値は、5億円になる。期首に5億円を基準値とし、見つかった虚偽表示を積み上げていく。重要性の基準値は監査人が設定する相対的な数値である。

つぎに2013年3月の「監査における不正リスク対応基準」についてみよう。この基準の設定は、オリンパス事件等における会計不祥事が相次いだことが一因である〔田中里美 2013：119-120〕。2013年の「監査基準の改訂」のなかに「監査における不正リスクへの対応基準」が入った。この基準の設定理由は、「監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって財務諸表に重要な虚偽表示がもたらされる可能性に関して評価し、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施する。……監査をめぐる内外の動向を踏まえ、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化するとともに、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めるとの観点から、監査における不正リスク対応基準を設けることにした」〔企業会計審議会 2013：ニ1〕という。大企業が不正会計をなくして社会的責任を果たすために

は、内部統制組織の充実や監査人による外部監査の実施そして金融庁の検査などに基づき行なう。監査人は、監査の独立性の立場から監査する。内部統制組織については投資家や従業員等の意見を取り入れ、利害関係者に対し社会的責任を果たしていく体制を作っていく。なお、金融商品取引法の適用会社は、上場会社が約3700社、非上場会社約1000社、合計4700社である。「不正リスク対応基準」は、すべての監査企業に適用されるものではなく「主として財務諸表及び監査報告について広範な利用者が存在する金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く）に対する監査において実施する」〔企業会計審議会 2002：ニ3（1）〕。

不正リスク要因とは、不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示し、不正を実行する機会を与え、又は不正を実行する際にこれを正当化する事象や状況を指している。〔企業会計審議会 2002：ニ4（3）①〕。

東芝の不正の場合、監査法人が見抜けなかった責任が参議院財政金融委員会（2015年8月4日）で取り上げられている。「不正を見抜くのが監査法人の仕事ではないのか」との議員の質問に対して、金融庁は「不正による重要な虚偽表示を見逃さないことが求められる」と答えるにとどまっている〔谷江 2018：138〕。

監査における職業的懐疑心は、個々の監査人の「心の状態」である。この心の状態を第三者が判断するのは難しい〔千代田邦夫 2019：16〕。

この不正リスク対応基準では職業的懐疑心について3つの段階で規定している。

1. 職業的懐疑心を保持する（注意を払う）
2. 職業的懐疑心を発揮する（不正リ

スク評価の実施等を行なう)

3. 職業的懐疑心を高める（証拠を入手する）

監査にとって監査リスク・アプローチと職業的懐疑心が重要であるが限界がある〔千代田邦夫 2019：15-20〕。

さらに監査人は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した時が有効であると述べている。

また、不正リスク対応基準では、監査人は経営者や監査役等及びその他の企業の構成員（従業員等）からも不正リスクに関する事実を質問しなければならない。

3. 「監査上の主要な検討事項」（KAM）と監査報告書の改訂

2008年9月からのリーマン・ショックにより大企業の業績が急速に悪化し、資金難に陥るとともに下請中小企業への貸し剥がしや従業員の削減が行なわれた。世界的な経済危機のもとで監査人による監査業務と監査報告書に対して財務諸表の利用者である株主、債権者、従業員等の利害関係者からの批判が顕在化した。この批判に対応して2018年7月に企業会計審議会から「監査基準の改訂について」が公表された〔脇田良一 2018：23-24〕。

従来から「監査意見に至る監査のプロセスに関する情報が十分に提供されず、監査の内容が見えにくい」との指摘がなされたため「監査プロセスの透明性を向上させることを目的に監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項を「監査上の主要な検討事項」（Key Audit Matters 略してKAM）として監査報告書に記載することを盛り込んだ〔企業会計審議会 2018：第四 七〕。

さらに2019年9月3日には、金融庁企業会

計審議会（会長徳賀芳弘氏）は、「監査基準の改訂に関する意見書」（意見書という）を発表した。この「意見書」は東芝が不正会計問題で投資家から批判を浴びたために企業情報の透明化を高めるためである。東芝と監査法人との間で巨額の損失処理をめぐり対立し「限定付き適正意見」で決着した経緯がある。KAMの記載は、監査報告の改革であり、監査報告書の記載を変更した。

2021年3月期決算から「意見書」の本格的な適用が始まるので、2020年4月1日から始まる事業年度から適用される。ここでは何をKAMの対象とするか、どのように記載するかが重要な課題となる。「意見書」では、KAMの記載は「監査意見とは明確に区別しなければならない」という。つまり監査報告書におけるKAMの記載は、監査意見ではないことになる。

さらに2019年9月3日に企業会計審議会から出された「監査基準の改訂について」（2019年改訂と略）では、限定付適正意見を表明する場合には、「監査基準上、意見の根拠の区分の記載事項として、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響とともに、これらを踏まえて除外事項に関し、重要性はあるが広範性はないと判断し限定付適正意見とした理由を記載しなければならないことを明確にすることとした」〔企業会計審議会 2019：ニ 1〕。このようにKAMは、除外事項に関して虚偽表示に重要性はあるが、全体として虚偽表示に広範性はないと判断して限定付適正意見とした理由を記載する。重要性和広範性の両方がある場合に不適正意見となる。

監査報告書の区分の名称や記載箇所の変更が行われている。とりわけKAMの記載において経営者及び監査役等の責任の区分が監査報告書に新たに入ったことである。これら以外に、2018年改訂以前には、追記の内容であった「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の記載

がKAMにおける監査報告書の本文に入っている。KAMとは監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。これらの事項として見積り項目（リスクが高い）が掲げられる。固定資産の減損や工事進行基準等の収益認識（東芝の粉飾決算に見られた）や子会社に関するのれんの計上及び評価などがある。

2019年改訂では経営者及び監査役等の責任の区分が監査報告書に入っている。「監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない」〔企業会計審議会2019：第四七1〕と規定している。これは、監査人が監査役と協議した事項の中から特別な検討を必要とする事項や重要な虚偽表示リスクが高いと評価された事項などをもとにして特に注意を払った事項を決定する。この中からKAMを決めることになっている。

「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人は監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。それは「監査人が、監査上の主要な検討事項と決定した事項」および「企業及び監査に関する事実及び状況により、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項がないと監査人が判断した場合はその旨」〔監査基準委員会2019：Ⅱ3〕についてコミュニケーションを図らねばならない。

監査役には、業務監査と会計監査の権限が規定されており、情報収集の権限を持ち、取締役を監視する職務に忠実に取り組む必要がある。会社法384条で、株主総会への提出議案、書類など調査した上で、「法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。」と定められている。

監査報告書に無限定監査意見を記載する事項の「経営者及び監査役等の責任の区分」では、「経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行ない必要な開示を行なう責任があること／監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること」〔企業会計審議会2019：第四三（3）〕と規定している。

さらに「監査人の責任」区分では、「監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること……監査役等と適切な連携を図ること、監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること」〔企業会計審議会2019：第四三（4）〕である。

すでにとりあげた「監査における不正リスク対応基準」でも「監査人は監査の各段階において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等との連携を図らなければならない」〔企業会計審議会2013：第二17項〕といい、監査人と監査役等との連携を図ることを義務づけている。

なぜこのような監査人と監査役等の連携が必要かを見ておこう。この監査人と監査役との連携は1974年に「商法監査特例法」が制定され、商法上の大会社に会計監査人による会計監査が義務づけられ、重疊的会計監査体制が導入された時から始まっている〔秋坂朝則2016：2〕。当時、「監査役がその監査報告書に会計監査人の監査の方法または結果が相当でないと認めたときに、監査役がどのように会計監査人による監査の方法および結果の相当性を評価するのか、という視点からの議論が中心であった」〔秋坂朝則2016：2〕。2005年7月の会社法でもその連携の規定が設けられている。会計監査人が取締役の職務の執行に不正行為等を発見した場合、監査役等に報告することが義務づけられるとともに、会計監査人に対して、監査に関す

る報告を求めることが認められている（会社法 397 条）。そして監査役等には一定の条件のもとで会計監査人の解任権、会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の提出、会計監査人の報酬等の決定について同意権が与えられている。

2007 年の公認会計士法等の一部を改正する法律により、金融商品取引法が改正され、193 条の 3（法令違反等事実発見への対応）が新設された。監査人が財務諸表の監査証明を行なうに当たり、経営者による法令違反の事実を発見した場合の対応（法令違反の是正その他の適切な措置）が規定された。このことにより金融商品取引法においても監査役等と監査人との連携が法的に必要となった〔秋坂 2016：5〕。2013 年 3 月に企業会計審議会から前述の「監査における不正リスク対応基準」が公表され、日本監査役協会と日本公認会計士協会との間に相互連携に関する内容がより具体的になった。

2014 年に会社法が改正され、監査等委員会制度が導入され、会計監査人の選任・解雇・不再任に関する議案の決定権が付与された（会社法 344 条）。2015 年 5 月に日本公認会計士協会は監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」を改正している。さらに、監査人と監査役との連携について国際的動向と関連して見ていこう。

4. 監査人と監査役等との連携と独立性 —国際的動向と関連して—

2001 年後半の米国で、エンロン事件〔野中 郁江 2007：208-216〕により始まった投資家や米国民を襲った一連の企業不祥事は、合衆国証券市場に対する投資家の信頼を喪失させ、また企業及び規制機関双方におけるガバナンスの深刻な欠点を露呈した〔金子 2009：4〕。米国ではこうした不祥事に監査人が関与していたので深刻であった。このことは会計職業の自

主規制を否定させる原因ともなり、2002 年に Sarbanes-Oxley Act が制定された。この法律は上場会社に対して監査委員会の設置を義務付け、構成員の独立性を求めている。また外部監査人の独立性の強化が図られている。監査人を監督する公開会社会計監督委員会（PCAOB）を創設した〔大川俊 2016：111〕。米国の株式会社では日本と異なり監査役の機関は存在しない。「取締役会が会社の業務活動に対して監督を行なう（いわゆるモニタリング・モデル）。取締役会による監督は内部の委員会の活動を通じて実現されるほか、個々の取締役も会社に対する信任義務（fiduciary duty）の一環として監視義務（duty of oversight）を負う」〔大川俊 2016：111〕。このように取締役会が業務活動に対して内部の委員会の活動を通じて監督する。個々の取締役も会社に対して監視義務を負う。取締役会には執行役の取締役、過去の執行役や弁護士等の社外取締役（会社との関係のない独立取締役を含む）に分けられる。

英国でもエンロン事件や他の企業の不祥事を受け、政府は、監査人に対する規制制度の見直しをして、2003 年 1 月に報告書「Review of the Regulatory Regime of the Accountancy Profession」を提出した。この報告書では、企業の監査に対してモニタリングを強化し、新たな独立の検査部門がこれを行ない、FRC（Financial Reporting Council）に属する POB（Professional Oversight Board）に報告することを勧告した。会計士団体は、POB により監視されることになった。この規制制度は、2004 年の会社法で行われた〔金子晃 2009：5〕。

英国企業のガバナンスの状況を見ると英国では企業のガバナンスを比較的自由にできる。公開会社に対して勅許会計士の資格要件が定められている会社秘書役の設置が義務づけられている。取締役会の設置は会社法で義務づけられていないが定款に規定することにより、かなりの

権限が与えられている。実際には取締役会を置いて、このもとに各種委員会を置いている。コーポレートガバナンス・コード（CGC）では取締役会のうち議長を除き、少なくとも半数は独立の非執行取締役であることが求められている。この取締役会の多様性の確保と取締役、特に監査委員会と外部会計監査人とのコミュニケーションの強化が2012年のCGC改訂の柱であった〔小俣光文 2016：131-132〕。

EUでは、2006年5月9日に欧州連合理事会が、監査に関する第8次指令を採択した。これは2006年6月29日から施行され、EU加盟国は施行後2年以内に国内法制化が要請された。

EU加盟諸国では、英、仏、独のようにすでに独立監査監督機関を設立しているところもあるが、まだ設立していない国は2年以内にこの機関を設立し、監査の品質管理レビューを行なう。2008年末までにはすべての加盟国が完了する〔金子晃 2009：6〕。

独逸では、英米のコーポレートガバナンスと異なり、「共同決定法(Mitbestimmungs-gesetz)による適用会社つまり従業員数が2000人以上であって監査役会に株主代表監査役と労働者代表監査役が同数存在する株式会社を想定する。」「〔小松義明 2016：161〕。労働者代表監査役及び株主代表監査役がどのように選任されるか。」「株主代表監査役は、株主総会において選任され、労働者代表監査役は、対象企業の労働者から選ばれる監査役と労働組合から選ばれる監査役の2つがある（共同決定法7条2項）」〔小松義明 2016：161〕。労働者代表が監査役に選任される点で他国と異なっている。

他方、決算監査人は監査役会を、とりわけその会計報告の監督（株式法171条1項）に際して、支援し情報提供することによって支持する。一方、決算監査人は監査証明書たる確認の付記により、公衆に年度決算書によって説明される企業の情報の正確性と真実性を保証しなければ

ならない。このように独逸の決算監査人には2つの機能がある〔小松義明 2016：162〕といわれる。

こうした世界の動向の中で日本は、2003年に公認会計士法が改正され、公認会計士・監査審査会が設置された。監査審査会は、2004年4月に発足した。監査審査会は米国、カナダの規制機関（非政府組織）とは異なり、会計専門職から独立した政府機関で金融庁に所属している。

米国、英国、カナダと異なり、直接監査事務所を検査するのではなく、日本公認会計士協会の行なう監査の品質管理レビューの報告を受け公認会計事務所の品質管理レビューを審査し、必要な場合に協会、監査事務所等に立ち入って検査を行なう〔金子晃 2009：7-8〕。

このように監査の国際的状況は、2001年後半に米国でエンロンによる一連の企業不祥事の防止のためにSarbanes-Oxley Actが制定され、この中で監査委員会設置を義務づけ、監査人の独立性の強化などが図られた。

英国では、すでに見たように企業のガバナンスを比較的自由に設定できる。つまり監査の品質管理とりわけ監査事務所の品質管理におかれていたことが分かる。公開会社に対して会社秘書役の設置の義務、監査に対するモニタリングの強化、コーポレートガバナンスコードでの独立非執行取締役の就任、監査委員会と外部会計監査人とのコミュニケーションの強化が掲げられる。日本の場合、すでに見てきたように様々な改革が行なわれてきた。監査事務所自身の品質管理と監査事務所の外部における日本公認会計士協会（JICPAと略）と金融庁の公認会計士・監査審査会によって三重にチェックを受けることになった。JICPAは、品質管理レビューを行ない、年間200-300件をチェックするが、一件もおかしな監査はなかったといわれる。JICPAは、公認会計士および監査法人により構成されるので、自主的規制になっている。

JICPA は、実施した品質管理レビューの結果を公認会計士・監査審査会へ報告する。報告を受けた公認会計士・監査審査会は、それを審査する。審査を行なった後必要と認めたときには JICPA 又は監査事務所に立入検査を行なう体制が採られている。

おわりに―不正会計と会計監査の課題

これまで見てきたように、「実際の事実と会計監査」では帳簿記録と実際の事実との照合が会計の本質的特徴といわれるように、実際の事実の反映として帳簿記録や財務諸表が存在すると考えられる。不正会計では実際の事実を財務諸表に反映しない。そして損益法と財産法の全面的結合関係が企業会計本来の正しい計算構造となるが、第2次大戦後損益法に一元化されつつあった。損益法による企業会計は、岩田巖氏によれば帳簿記録を会計士に監査させることによって省略した財産法を補完したのである。現代の「資産負債アプローチによる時価評価」のもとでも実際の事実の財務諸表への反映は重要である。時価評価会計のもとでは未実現利益（評価差額）が入ってくることになり、実現利益を表示する損益計算書とは一致なくなる。貸借対照表と損益計算書が不一致になり「非連携」となる。資産負債アプローチでは「非連携」となる [小栗崇資 2016 : 124]。

さらに現代では 2000 年以降エンロンによる大型の不正会計に対して会計監査制度が対応している。金融庁企業会計審議会では「2002 年監査基準」で不正会計防止のためリスク・アプローチや監査上の重要性および内部統制等に関して概念を明確にした。また「監査における不正リスク対応基準」（2013 年）では監査人が企業の構成員に不正リスクに関して質問しなければならない（同基準第二の二項）とある。「そこで従業員や労働組合も企業の構成員であるこ

とから、公認会計士は不正リスクに関連して把握している事実を従業員や労働組合に質問しなければならないと解釈できる」[田中里美 2013 : 121] と言われている。

つぎに「監査上の主要な検討事項」（KAM）が 2018 年に企業会計審議会から出されたことである。ここでは監査意見に至る監査のプロセスに関する情報が十分に提供されず、監査の内容が見えにくいとの批判に対して監査の透明性の観点から取り上げられている。この背景として東芝の不正会計問題で投資家から批判を浴びたことによる。監査人と監査役等はコミュニケーションを図らなければならないという。監査意見の形成において監査人は、監査役等とコミュニケーションを図ることにより監査に必要な情報を入手し、経営者が不正を発見した場合、監査役に連絡することになっている。この場合監査人の独立性が保たれるか疑問である。1974 年の商法監査特例法の制定当初から監査人と監査役のコミュニケーションが取り上げられてきたという。監査する側と監査される企業側は独立性を保つ必要がある。

監査人（金融商品取引法）と会計監査人（商法監査特例法、会社法）は同じ公認会計士又は監査法人である。会計監査人の監査契約や監査報酬などは被監査会社との契約により決まってくる。このもとで外観的独立性（外観から見て経済的身分的に独立している）や精神的独立性（＝公正不偏の態度）が保たれるか否か疑問である。

会計監査の国際的動向では 2001 年のエンロン等の不正会計と監査人の加担による不祥事が契機となって各国の会計監査制度改革が行われてきた。英国型・米国型と独逸型の共同決定法に基づくコーポレート・ガバナンスや監査制度改革の相違に関する考察については今後の課題である。ただここでも監査人の独立性や監査役等の独立性の相違についても検討する必要がある。

参考文献

経済安定本部企業会計基準審議会 [1950]「監査基準—序論—財務諸表の監査について—」7月

大蔵省企業会計審議会中間報告 [1956]「監査基準の設定について」12月25日

企業会計審議会 [1992]「監査基準, 監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」12月26日

日本公認会計士協会 [2011] 監査基準委員会報告書 240, 「財務諸表監査における不正」12月22日

企業会計審議会 [1998]「監査基準, 監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」6月16日

企業会計審議会 [2002]「監査基準の改訂について」1月25日

企業会計審議会 [2005]「監査基準の改訂について」10月28日

企業会計審議会 [2009]「監査基準の改訂について」4月9日

企業会計審議会 [2010]「監査基準の改訂について」3月26日

企業会計審議会 [2013]「監査基準の改訂について」3月26日

企業会計審議会 [2014]「監査基準の改訂について」2月18日

企業会計審議会 [2018]「監査基準の改訂について」2018年7月5日

企業会計審議会 [2019]「監査基準の改訂について」2019年9月3日

日本公認会計士協会 [2015] 監査基準委員会報告書 540, 「会計上の見積りの監査」5月29日

日本公認会計士協会 [2019] 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の必要な検討事項の報告」2019年2月27日

岩田巖 [1972]『利潤計算原理』同文館, 1972年6月

野中郁江 [2007]「会計グローバリズムを説明する論理とエンロン事件」伊藤秀俊編著『会計グローバリズムと国際政治会計学』創成社, 2007年6月。

奥村宏 [2006]『粉飾資本主義エンロンとライブドア』東洋経済新報社, 2006年6月29日

山家公雄/西村陽 [2002]『検証エンロン破綻』(社)日本電気協会新聞部 2002年6月17日

草野厚 [1998]『山一証券破綻と危機管理 1965年と1997年』朝日新聞社, 1998年7月25日

吉見宏 [1999]『企業不正と監査』税務経理協会

—— [2018]「不正と会計—その基本的理解—」『会計』第193巻第2号。森山書店

谷江武士 [2018]「不正会計と監査制度—東芝ウエスチングハウス社買収を中心に—」(大西勝明/小阪隆秀/田村八十一編著)『現代の産業・企業と地域経済—持続可能な発展の追及—』見洋書房, 2018年5月20日

—— [2019a]『「日産問題を考える」』ゴーン氏は日産を救ったか? 経営分析からの解明—第1回』『税経新報』税務新人会全国協議会, 2019年9月15日

—— [2019b]『「日産問題を考える」』ゴーン氏は日産を救ったか? 経営分析からの解明—第2回』『税経新報』税務新人会全国協議会, 2019年10月15日

—— [2019c]『「日産問題を考える」』ゴーン氏は日産を救ったか? 経営分析からの解明—第3回』『税経新報』税務新人会全国協議会, 2019年12月15日

金子晃 [2009]『会計監査をめぐる国際的動向』同文館出版, 2009年9月30日

田中里美 [2013]「会計学が力を発揮したファンド分析」野中郁江+全労連編著『ファンド規制と労働組合』2013年12月20日

脇田良一 [2018]「監査報告書から繙く KAM の意義」『企業会計』2018年, Vol.70 No.11

千代田邦夫 [2019]「監査現場が危ない」『企業会計』2019年 Vol.71 No.12

PETER C. FUSARO and ROSS M. MILLER [2002] WHAT WENT WRONG AT ENRON (橋本碩也『エンロン崩壊の真実』税務経理協会, 2002年)

ベンストン/プロムウィッチ/ライタン/ワーゲンホファー (田代・石井・中山訳) [2005]『会計制度改革への挑戦』税務経理協会 2005年5月1日

小松義明 [2016]「ドイツにおける連携の状況」秋坂朝則編著『監査役監査と公認会計士監査との連携のあり方』同文館出版, 2016年8月30日

小俣光文 [2016]「イギリスにおける連携の状況」秋坂朝則編著『監査役監査と公認会計士監査との連携のあり方』同文館出版, 2016年8月30日

大川俊 [2016]「アメリカにおける連携の状況」秋坂朝則編著『監査役監査と公認会計士監査との連携のあり方』同文館出版, 2016年8月30日

秋坂朝則 [2016]『監査役監査と公認会計士監査との連携のあり方』同文館出版, 2016年8月30日

小栗崇資 [2016]『コンパクト財務会計』中央経済社, 2016年4月20日